

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約款の一部改正

料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用
区分 (1)～(31) (略)	区分 (1)～(31) (略)
(1)～(31) (略)	(1)～(31) (略)
(2) 接続料規則	2 (料金額) 2-1 (端末回線伝送機能) 2-1-1 (基本額) 2-1
第8条第2項ただし書きに係る 網使用料の補正	-1-1 (基本料) 第3欄ウ欄、工欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、 第9欄、2-1-1-2 (加算料) 第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、 -6の3 (イーサネットフレーム伝送機能)、2-1-3 (ルーティング 伝送機能) 第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原 価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度差やか にそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使 用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の 水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定 期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じ るものとします。

新
日

2 料金額

2-1～2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1中継局イーサネットスイッチごとに月額
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	406,619円	――

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額	料金額	備考	
イーサネットフレーム伝送機能	10Mb/s の符号伝送が可能なものの 20Mb/s の符号伝送が可能なものの 30Mb/s の符号伝送が可能なものの 40Mb/s の符号伝送が可能なものの 50Mb/s の符号伝送が可能なものの 60Mb/s の符号伝送が可能なものの 70Mb/s の符号伝送が可能なものの 80Mb/s の符号伝送が可能なものの 90Mb/s の符号伝送が可能なものの 100Mb/s の符号伝送が可能なものの 200Mb/s の符号伝送が可能なものの 300Mb/s の符号伝送が可能なものの 400Mb/s の符号伝送が可能なものの 500Mb/s の符号伝送が可能なものの 600Mb/s の符号伝送が可能なものの 700Mb/s の符号伝送が可能なものの 800Mb/s の符号伝送が可能なものの 900Mb/s の符号伝送が可能なものの 1Gb/s の符号伝送が可能なものの 2Gb/s の符号伝送が可能なものの 3Gb/s の符号伝送が可能なものの 4Gb/s の符号伝送が可能なものの 5Gb/s の符号伝送が可能なものの 6Gb/s の符号伝送が可能なものの 7Gb/s の符号伝送が可能なものの 8Gb/s の符号伝送が可能なものの 9Gb/s の符号伝送が可能なものの 10Gb/s の符号伝送が可能なものの	289,444円 391,659円 467,279円 529,070円 583,414円 631,376円 675,082円 715,596円 752,920円 788,115円 1,066,669円 1,272,885円 1,442,932円 1,589,575円 1,721,324円 1,841,372円 1,951,846円 2,054,873円 2,151,517円 2,914,773円 3,481,226円 3,950,873円 4,358,819円 4,723,150円 5,056,630円 5,363,515円 5,650,188円 5,920,904円	――

2 料金額

2-1～2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1中継局イーサネットスイッチごとに月額
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額
1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	406,619円	――

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額	料金額	備考	
イーサネットフレーム伝送機能	10Mb/s の符号伝送が可能なものの 20Mb/s の符号伝送が可能なものの 30Mb/s の符号伝送が可能なものの 40Mb/s の符号伝送が可能なものの 50Mb/s の符号伝送が可能なものの 60Mb/s の符号伝送が可能なものの 70Mb/s の符号伝送が可能なものの 80Mb/s の符号伝送が可能なものの 90Mb/s の符号伝送が可能なものの 100Mb/s の符号伝送が可能なものの 200Mb/s の符号伝送が可能なものの 300Mb/s の符号伝送が可能なものの 400Mb/s の符号伝送が可能なものの 500Mb/s の符号伝送が可能なものの 600Mb/s の符号伝送が可能なものの 700Mb/s の符号伝送が可能なものの 800Mb/s の符号伝送が可能なものの 900Mb/s の符号伝送が可能なものの 1Gb/s の符号伝送が可能なものの 2Gb/s の符号伝送が可能なものの 3Gb/s の符号伝送が可能なものの 4Gb/s の符号伝送が可能なものの 5Gb/s の符号伝送が可能なものの 6Gb/s の符号伝送が可能なものの 7Gb/s の符号伝送が可能なものの 8Gb/s の符号伝送が可能なものの 9Gb/s の符号伝送が可能なものの 10Gb/s の符号伝送が可能なものの	10Mb/s の符号伝送が可能なものの 20Mb/s の符号伝送が可能なものの 30Mb/s の符号伝送が可能なものの 40Mb/s の符号伝送が可能なものの 50Mb/s の符号伝送が可能なものの 60Mb/s の符号伝送が可能なものの 70Mb/s の符号伝送が可能なものの 80Mb/s の符号伝送が可能なものの 90Mb/s の符号伝送が可能なものの 100Mb/s の符号伝送が可能なものの 200Mb/s の符号伝送が可能なものの 300Mb/s の符号伝送が可能なものの 400Mb/s の符号伝送が可能なものの 500Mb/s の符号伝送が可能なものの 600Mb/s の符号伝送が可能なものの 700Mb/s の符号伝送が可能なものの 800Mb/s の符号伝送が可能なものの 900Mb/s の符号伝送が可能なものの 1Gb/s の符号伝送が可能なものの 2Gb/s の符号伝送が可能なものの 3Gb/s の符号伝送が可能なものの 4Gb/s の符号伝送が可能なものの 5Gb/s の符号伝送が可能なものの 6Gb/s の符号伝送が可能なものの 7Gb/s の符号伝送が可能なものの 8Gb/s の符号伝送が可能なものの 9Gb/s の符号伝送が可能なものの 10Gb/s の符号伝送が可能なものの	121,292円 164,147円 195,859円 221,778円 244,577円 264,702円 283,045円 300,050円 315,719円 330,496円 447,516円 534,230円 605,792円 667,548円 723,066円 773,681円 820,285円 863,769円 904,579円 1,227,559円 1,468,090円 1,668,066円 1,842,192円 1,998,046円 2,140,975円 2,272,763円 2,396,082円 2,512,717円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

区 分		単位料金区域ごとに月額
		料金額
イーサネット機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行ふ機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	229,503円 310,550円 370,509円 419,502円 462,591円 500,619円 535,273円 567,396円 596,989円 624,894円 845,751円 1,009,248円 1,144,067円 1,260,329円 1,364,781円 1,459,955円 1,547,538円 1,629,216円 1,705,833円 2,310,893円 2,759,905円 3,132,159円 3,465,489円 3,744,235円 4,008,520円 4,251,717円 4,478,888円 4,693,406円
フレーム伝送機能		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

区 分		単位料金区域ごとに月額
		料金額
イーサネット機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行ふ機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	214,953円 290,942円 347,191円 393,176円 433,634円 469,355円 501,917円 532,111円 559,936円 586,182円 794,160円 948,447円 1,075,888円 1,185,959円 1,284,976円 1,375,308円 1,458,534円 1,536,233円 1,609,194円 2,187,999円 2,620,734円 2,981,618円 3,296,706円 3,579,423円 3,839,242円 4,079,321円 4,304,399円 4,517,633円
フレーム伝送機能		

2-13 ルーティング伝送機能

2-13 ルーティング伝送機能

区分	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供用に供するものを除きます。)を用いた交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインターフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	2,167,778円	一般収容局ルータにおけるIP通信網(専らIP電話の提供用に供するものを除きます。)を用いた交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインターフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	2,167,778円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	6,347,962円	1ポートごとに月額	6,347,962円	1ポートごとに月額
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1,3855円 0.021679円	1通信ごとに1秒ごとに	1,3855円 0.021679円	1通信ごとに1秒ごとに

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。

(網使用料の調整)

2 当社は、この改正規定に係るルーティング伝送機能(料金表第1表第1(網使用料)2-13第1欄、第2欄及び第5欄に係るものに限ります。)について、平成21年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額を、この改正規定に係る網使用料の原価に加えて算定するものとします。

区分	第5条(標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供用に供するものを除きます。)を用いた交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインターフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	1,610,655円	一般収容局ルータにおけるIP通信網(専らIP電話の提供用に供するものを除きます。)を用いた交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインターフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1,610,655円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	5,458,333円	1ポートごとに月額	5,458,333円	1ポートごとに月額
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1,4226円 0.017112円	1通信ごとに1秒ごとに	1,4226円 0.017112円	1通信ごとに1秒ごとに